

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 日野病院組合の公平委員会の事務の委託（市町村振興課）
国土利用計画の変更（公園都市政策課）
青少年に有害な図書類の指定（児童家庭課）
肥料の登録（経営指導課）
肥料の登録の有効期間の更新（ 〃 ）
県道の区域の変更（道路課）
県道の供用の開始（ 〃 ）
- ◇ 教 委 告 示 定例教育委員会の招集（総務課）
- ◇ 公 安 告 示 遊技機の型式の検定（生活安全企画課）
- ◇ 公 告 公募型指名競争入札の実施（管理課）

告 示

鳥取県告示第五百十六号

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定に基づき、次の規約により日野病院組合の公平委員会の事務の委託を受けたので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十二条において準用する同法第二百五十二条の十四

第三項において準用する同法第二百五十二条の二第二項の規定により告示する。

平成八年七月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

日野病院組合と鳥取県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約
（公平委員会の事務の委託）

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定に基づき、日野病院組合（以下「甲」という。）は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を鳥取県（以下「乙」という。）に委託する。

（経費）

第二条 乙が前条の規定による委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

（その他必要な事項）

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

附 則

この規約は、平成八年七月十五日から施行する。

鳥取県告示第五百十七号

国土利用計画（鳥取県計画）の全部を変更したので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第七条第八項において準用する同法第五項の規定により、次のとおり公表する。

なお、「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県企画部公園都市政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成八年七月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百十八号

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号)第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成八年七月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定番号	種 別	図 書 類		発行記号等	表示された発行所名
		題 名 及 び 号 数	発行記号等		
5547	雑誌その他 の刊行物	Beppin-School 1996 3月号	雑誌	07971-03	英知出版
5548	〃	Bust Hunter ACNY-05	雑誌	03267-4	株式会社 コナシオン
5549	〃	クラッシュ 1996 4月号	雑誌	06843-05	株式会社 サン出版
5550	〃	Night Walker 1996 5月号	雑誌	01447-3	三和出版 株式会社
5551	〃	写真館 '96 3月号	雑誌	01559-3	三和出版 株式会社
5552	〃	通信 1996.3	雑誌		株式会社

指定番号	雑誌その他 の刊行物	肉 肉	声 声	BOOK. NO.	スポンサー
5553	〃	Galiss MAR 1996	雑誌	AMH-05	株式会社 ダイアリス
5554	〃	Zep 1996, MAR	雑誌	02993-3	株式会社 ダイアリス
5555	〃	通信 1996. 5	雑誌	14443-3	株式会社 東京三世社
5556	〃	少女物 1996 APRIL	雑誌	02189-05	株式会社 東京三世社
5557	〃	“極上ボブの女” 甘い予感	雑誌	12138-4	株式会社 東京三世社
5558	〃	今夜もビシヨ濡れ	雑誌	S 065	ハードゾライ キヤルズカンパニー
5559	〃	裸の招待状	雑誌	S 064	ハードゾライ キヤルズカンパニー
5560	〃	待ってー緒よ	雑誌	No. 106	北陽出版
5561	〃	TOKYONパ倶楽部 1996 4月号	雑誌	No. 105	北陽出版
5562	〃	漫画ユーロピア 1996 8月号	雑誌	16673-4	株式会社 ラン出版
5563	〃	漫画コマンドー 1996 8月号	雑誌	08937-8	株式会社 笠倉出版
5564	〃	漫画エロトラ 1996 8月号	雑誌	13625-8	黒田出版 株式会社
5565	〃	あなたのスバルでいっぱい飲ませて	雑誌	18323-8	株式会社 蓄電社
5566	録音テープ		雑誌	30	不明

鳥取県告示第五百十九号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

平成八年七月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（パーセント）	その他の規格	生産業者の名称及び住所	登録年月日
鳥取県第 五二一号	蒸製毛粉	フュザミー	窒素全量 十二・〇		東伯町農業協同組合 東伯郡東伯町大字徳万五五八一一	平成二年 四月十日
鳥取県第 五二二号	肉骨粉	ミートボーン	窒素全量 八・〇			
鳥取県第 五二五号	魚かす粉	魚かす粉	窒素全量 八・〇		有限会社錦海化成 境港市昭和町七三三	平成五年 三月十五日
鳥取県第 五二六号	蒸製魚鱗及びその粉末	魚鱗粉末肥料	窒素全量 六・五 りん酸全量 十八・〇			
鳥取県第 五二七号	混合有機質肥料	マリン・B・K	窒素全量 五・〇 りん酸全量 四・〇 加里全量 一・〇	公定規格のとおり	日本キレート株式会社 鳥根県安来市柿谷町一五一一四	平成六年 七月六日
鳥取県第 五二八号	混合有機質肥料	E・M・スーパー アグリ	窒素全量 四・五 りん酸全量 四・五 加里全量 一・五		農事組合法人米子葉たばこ堆肥 米子市岡成五八五一	平成六年 七月二十五日

鳥取県告示第五百二十号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

平成八年七月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（パーセント）	その他の規格	生産業者の名称及び住所	登録の有効期間
鳥取県第 五〇五号	甲殻類質肥料	カニ殻粉	窒素全量 四・〇 りん酸全量 四・〇		日本冷熱株式会社 境港市昭和町二二四	平成八年 十一月十五日
鳥取県第 四三二号	甲殻類質肥料	四・〇かにかが ら粉末	窒素全量 四・〇 りん酸全量 六・〇		株式会社上野水産 境港市弥生町六三一	平成十年 五月二十日
鳥取県第 四九二号	甲殻類質肥料	四・〇かにかが ら粉末	窒素全量 四・〇 りん酸全量 三・〇			平成十年 五月二十三日
鳥取県第 四三四号	甲殻類質肥料	四・〇かにかが ら粉末	窒素全量 四・〇 りん酸全量 六・〇		株式会社玉水産 境港市昭和町二二二二	平成十年 六月二日
鳥取県第 四九五号	蒸製魚鱗及びその粉末	蒸製うろこ粉	窒素全量 六・〇 りん酸全量 十八・〇		社団法人境港水産加工汚水処理公社 境港市昭和町二二一九	平成十年 七月三日
鳥取県第 五二三号	混合有機質肥料	F・F・P	窒素全量 八・〇 りん酸全量 四・〇 加里全量 一・〇	公定規格のとおり	鳥取街詰株式会社 境港市弥生町二〇六	平成九年 四月十六日
鳥取県第 五〇六号	乾燥菌体肥料	水産乾燥菌体肥料三号	窒素全量 六・〇 りん酸全量 五・〇		社団法人境港水産加工汚水処理公社 境港市昭和町二二一九	平成九年 六月二十日
鳥取県第 五〇七号	蒸製魚鱗及びその粉末	蒸製うろこ粉末一号	窒素全量 六・〇 りん酸全量 二十・〇			
鳥取県第 五二三号	乾血及びその粉末	血粉	窒素全量 十二・〇		株式会社鳥取県食肉センター 西伯郡名和町大字小竹二九一一	平成十一年 十月二十日
鳥取県第 五二四号	副産動物質肥料	東伯ミール	窒素全量 五・六 りん酸全量 四・四	公定規格のとおり	東伯町農業協同組合 東伯郡東伯町大字徳万五五八一一	平成十年 一月二十三日
鳥取県第 五一〇号	乾燥菌体肥料	オオシノズ乾燥菌体肥料	窒素全量 五・五 りん酸全量 三・五		大津津食品工業株式会社 米子市大津津町三九九七	平成十年 五月十二日
鳥取県第 五一四号	混合有機質肥料	カニ殻ベレッ	窒素全量 四・〇 りん酸全量 四・〇		日本キレート株式会社 鳥根県安来市柿谷町一五一一四	平成十年 八月十日
鳥取県第 五一五号	副産動物質肥料	九副産動物質肥料	窒素全量 九・〇		北陽油脂株式会社 境港市渡町一九	
鳥取県第 五一六号	蒸製毛粉	二蒸製毛粉	窒素全量 十二・〇			
鳥取県第 五一七号	混合有機質肥料	バイオ・バイオレント	窒素全量 五・〇 りん酸全量 一・〇	公定規格のとおり	有限会社加登協本舗 東伯郡東伯町大字伊勢四二〇	平成十年 八月二十八日
鳥取県第 五一八号	副産動物質肥料	フィッシュリット	窒素全量 六・〇		鳥取街詰株式会社 境港市弥生町二〇六	平成十年 九月十一日
鳥取県第 五一九号	配合肥料	鳥取米有機工一ス一	窒素全量 三・〇 りん酸全量 八・〇 加里全量 三・〇		鳥取県農業協同組合連合会 鳥取市木広温泉町七二四	平成十一年 三月二十八日

鳥取県告示第五百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。
その関係図面は、平成八年七月二十三日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成八年七月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	変 更		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前後別	区 間		
岩美停車場線	変更前	岩美郡岩美町大字高山字前田 一七一―地先から同町大字恩 志字屋敷一三三―三三―五地先まで	七・〇	二四八・〇
	変更後	岩美郡岩美町大字高山字前田 四一―地先から同町大字恩 志字屋敷一三三―三三―五地先まで	一〇・〇	二〇七・〇

鳥取県告示第五百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成八年七月二十三日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成八年七月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の日
岩美停車場線	岩美郡岩美町大字高山字前田四一―地先から同町大字恩志字屋敷一三三―三三―五地先まで	平成八年七月二十五日

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成八年七月二十三日

鳥取県教育委員会委員長 大石

徹

- 一 日時 平成八年七月二十六日（金）午後一時三十分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会教育委員会室
- 三 議題
 - 1 鳥取県社会教育委員の任免について
 - 2 その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十三号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十一号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規制（昭和六十年国家公安委員会規

則第四号) 第九条第一項の規定により告示する。

平成八年七月二十三日

鳥取県公安委員会委員長 牧 謙 昭

申請者	氏名又は名称	株式会社三共		
	住所	群馬県桐生市境野町六丁目460		
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造業者名	検定号
	はちんこ遊技機	規則第6条第1号	CRフイアーバービツ ゲノワフルFX	株式会社 三共
				有効期間
				平成8年7月23日 から3年間

申請者	氏名又は名称	山佐株式会社		
	住所	岡山県新見市高尾362-1		
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造業者名	検定号
	回胴式遊技機	規則第6条第2号	ワイワイパルサ ー2	山佐 株式会社
				有効期間
				平成8年7月23日 から3年間

申請者	氏名又は名称	株式会社北電子		
	住所	東京都板橋区板橋一丁目24-3		
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造業者名	検定号
	回胴式遊技機	規則第6条第2号	サーカスDX	株式会社 北電子
				有効期間
				平成8年7月23日 から3年間

公 告

氷ノ山自然ふれあい館 (仮称) 新築工事 (建築) について、公募型指名競争入札を行うので、入札参加希望者は技術資料及び入札参加資格確認書類を提出されたく公告します。

平成8年7月23日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

- 1 工事の概要
- (1) 工事名 氷ノ山自然ふれあい館 (仮称) 新築工事 (建築)
 - (2) 工事場所 八頭郡若桜町大字春米
 - (3) 工事内容
- ア 本施設は、「氷ノ山自然ふれあいの里」の中核施設として整備するものである。

<p>イ 建物は、周辺環境と調和するように敷地の傾斜を利用して一部を地下に沈め、外壁は石垣をイメージして石張りとしている。</p> <p>ウ 建設地は、標高850メートルの水ノ山の中腹に位置しており、冬期には3～4メートルの積雪が予想されるため、この間は施工できない状態が考えられ、作業時間・作業工程はもとより綿密な仮設・安全・施工計画等を立てる必要がある。</p> <p>エ また、建設地までの道路は、一部に幅員の狭い部分があり作業用重機等の搬入計画及び施工中である造成工事との調整並びに別途発注予定の設備工事等相互間において、機能上・納まり上等、特に綿密な調整を行う必要がある。</p> <p>(4) 工事の規模、構造等</p> <p>構造 鉄筋コンクリート造地上2階建</p> <p>面積 建築面積 約2,581㎡ 延べ床面積 約2,759㎡</p> <p>基礎 杭基礎</p> <p>屋根 アスファルト防水</p> <p>外壁 石張り</p> <p>別途発注予定の工事 電気設備工事、機械設備工事及び展示工事</p> <p>(5) 工期 平成8年9月定例鳥取県議会の議決の日の翌日から平成10年9月30日まで(予定)</p> <p>2 技術資料及び入札参加資格確認書類の提出を求める対象者 技術資料及び入札参加資格確認書類(以下「技術資料等」という。)の提出の対象となる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。</p> <p>(1) 共同企業体に関する条件</p> <p>ア 本工事は特定建設工事共同企業体による共同施工とする。</p> <p>イ 共同企業体の結成は、(2)で定める構成員の資格を満たす者の2者による自主結成とし、県内に建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する本店を有する者による組み合わせとする。</p>	<p>ウ 構成員の出資比率は、10分の3以上であること。</p> <p>エ 共同企業体の代表者は、(2)アの要件をすべて満たす者であって、出資比率が異なる場合は出資比率の大きいもの、出資比率が同じ場合はどちらでもよいものとする。</p> <p>(2) 共同企業体の構成員に関する要件</p> <p>ア 代表者となる者</p> <p>(ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(イ) 知事が定める平成8年度建設工事指名競争入札参加資格のうち、一般建築工事A級の資格があると認定を受けた者であること。</p> <p>(ウ) 建設業法第3条第6項に規定する特定建設業(建築工事業)の許可を受けていること。</p> <p>(エ) 平成8年7月23日(火)から同年9月3日(火)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。</p> <p>(オ) 平成3年度以降に、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で延べ床面積1,000㎡以上の建築工事(新築又は増築工事に限る。)を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、すべての構成員が均等割合の10分の6以上の出資比率で実施したものに限る。</p> <p>(カ) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。</p> <p>① 建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者</p> <p>② 延べ床面積1,000㎡以上の建築工事(新築又は増築工事に限る。)に従事した経験を有する者</p> <p>(キ) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。</p>
--	---

<p>イ 代表者以外の者</p> <p>(ア) 地方自治法施工令第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(イ) 知事が定める平成8年度建設工事指名競争入札参加資格のうち、一般建築工事A級の資格があると認定を受けた者であること。</p> <p>(ウ) 建設業法第3条第6項に規定する特定建設業（建築工事業）の許可を受けてること。</p> <p>(エ) 平成8年7月23日（火）から同年9月3日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けないこと。</p> <p>(オ) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。</p> <p>① 建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者</p> <p>② 建築工事（新築又は増築工事に限る。）に従事した経験を有する者</p> <p>(キ) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。</p> <p>3 技術資料等の作成及び提出</p> <p>技術資料等は、技術資料作成要領に基づき作成されたものを提出することとし、その交付は、次により希望者に直接配布するものとする。</p> <p>(1) 技術資料作成要領の交付</p> <p>ア 交付期間</p> <p>平成8年7月23日（火）から同年8月6日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 交付場所</p> <p>鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設係</p> <p>(2) 技術資料等の提出</p> <p>ア 提出期間</p>	<p>平成8年7月23日（火）から同年8月6日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 提出場所</p> <p>鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設係</p> <p>ウ 提出方法</p> <p>技術資料等は、持参の上提出しなければならない。</p> <p>(3) 技術資料等の審査</p> <p>提出された技術資料等を基に、審査し、指名するものとする。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 関連情報入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設係（電話番号0857-26-7347）である。</p> <p>(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。</p> <p>(3) 技術資料等その他提出された資料は、返却しない。</p> <p>(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。</p> <p>(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。</p>
---	---